

QC 検定(CBT)受検チケット規約

2025 年 4 月 30 日
一般財団法人日本規格協会
品質管理検定センター

1. 本規約の適用範囲

本規約は、品質管理検定 3 級・4 級 (CBT)(以下「本検定」という。)の受検チケットの購入および使用に関する遵守事項を定める。

1.1 受検チケットの定義

受検チケットとは、本検定の試験予約用の前売り電子チケットをいう。

受検チケットは、品質管理検定センター（以下「QC 検定センター」という。）が株式会社シー・ビー・ティ・ソリューションズ（以下「CBTS 社」という。）の運営する「受験者専用サイト」内の各団体ページを通じて販売するものである。団体ページ内で電子的に発行された受検チケット番号を、団体受検者マイページの試験予約画面で入力することによって、試験予約を行うことができる。

2. 受検チケットの購入

2.1 受検チケットの注文

受検チケットの購入は、請求書による支払方法に限る。

一度注文した受検チケット数は確定となり、請求書に基づいて購入しなければならない。

いかなる理由があっても、払い戻しや次回への持ち越し、またキャンセルはできない。

受検チケットは、団体ページから、各開催回の「受検チケット購入可能期間」内に、随時購入することができる。受検チケットには有効期間として、「受検チケット利用可能期間」が設定されており、期間を超過した場合、払い戻しや次回への持ち越し、またキャンセルは行わない。チケット購入団体は、「受検チケット利用可能期間」内に利用できるか検討のうえ、購入しなければならない。

受検チケットの最低購入枚数は 3 級・4 級合計で 2 枚とし、一度の注文で最大 9,999 枚まで購入ができるものとする。

受検チケットの料金については、「QC 検定ウェブサイト」で確認できる。3 級・4 級合計で 30 名分以上を一括購入した場合に割引適用される。なお割引適用の算定は、一括購入時の合計数で行うものとし、同一開催期間内に複数回に分けて購入した結果、累計購入数が 30 名分以上となっても、割引適用はされない。

団体ページの紐づけ登録を行っている場合は、親団体(代表団体)が、親団体の団体ページから、親団体および／または子団体分の各必要枚数を入力して購入することで、一括購入数を合算することができる。一括購入数の合算によって割引適用となる場合、割引条件を必ず満たすため、該当の対象団体は、請求書に基づき、それぞれ支払いを確実に行わなければならない。

複数団体が一括で受検チケットを購入する場合において、それぞれの団体が請求書の発行を希望する場合は、団体ページの紐づけ登録を行い、親団体が、受検チケット注文画面で、チケット購入団体ごとに必要枚数を入力して注文しなければならない。QC 検定センターは、別途、当該請求額を分割した各団体宛の請求書を作成し、交付することは行わない。

所属団体が受検チケットを購入済であることを知らなかった団体受検者が、クレジットカードやコンビニ払い等により、別途試験予約を完了させてしまった場合でも、QC 検定センターは返金、キャンセルは行わない。

2.2 支払い

受検チケット購入に対する請求書は、受検チケットの注文後に団体ページからダウンロードすることができる。親団体経由で、複数の団体がそれぞれ受検チケットを注文した場合には、各団体の団体ページから、それぞれの請求書がダウンロードできる。

チケット購入団体は、請求書記載の指定期限までに指定口座へ必ず入金しなければならない。

2.3 受検チケットの発行

QC 検定センターは、入金確認ができた団体に対して、受検チケットを「受験者専用サイト」内の各団体ページにて発行する。チケット購入団体は、受検チケットの発行には、入金から5営業日程度かかる場合があることをあらかじめ承諾しなければならない。

注文した受検チケットの発行状況、および発行された受検チケットの受検チケット番号は受検チケットの購入団体の団体ページにて、一覧で確認することができる。

2.4 受検チケットの使用

受検チケットの購入後、受検チケットを使用した試験予約は、団体受検者マイページより受検者ごとに実施しなければならない。

受検チケットを使用した試験予約は、開催回ごとに「受検チケット利用可能期間」内に完了しなければならない。受検チケット購入団体は、団体ページにて受検チケットの使用状

況や有効期限を認識し、管理しなければならない。

受検チケットの管理、試験予約時に必要な受検チケット番号の受渡しは、団体および申込・受検者の責任において行うものとし、受検チケット番号を正確に伝えなければならない。また、団体および申込・受検者の責任により、受検チケット番号が漏洩し、他者に使用された場合でも、QC 検定センターは補償しない。

3. インボイス対応

受検チケットは消費税法上の物品切手等に該当するため、受検チケットの発行時点では非課税扱いであり、受検チケットを用いて試験を申し込み、受検または欠席した時点で消費税が課税される。

受検チケットの購入に対するインボイス対応は、「請求書」と「試験実施証明書」の二つで満たすものとする。

受検チケットの使用日を証明する「試験実施証明書」には、受検チケットによる試験予約分の受検日(欠席も含む。)について、月単位でまとめて記載され、当月分の受検実績は翌月5日に、受検チケット購入団体の団体ページからダウンロードすることができる。なお、3月分の「試験実施証明書」は、例外的に毎年3月22日にダウンロードできる。未使用のまま有効期限を過ぎた場合は、消費税の課税対象外(税外)の取扱いとなり、「試験実施証明書」に記載されない。なお、この場合、税外の総額は、受検チケットの「請求書」とそれに該当する全「試験実施証明書」との差分となる。

QC 検定センターは未使用の受検チケットが発生した場合であっても、返金をしない。

4. 免責事項

QC 検定センターは、受検チケットの利用に関して、チケット購入団体が、他者との間において紛争等が生じた場合についても一切責任を負わない。

受検チケット購入団体が以下のいずれかに該当する場合、QC 検定センターは事前の通知なく、受検チケット購入団体に対して受検資格の制限・取り消し、団体ページのユーザーアカウントの凍結・登録抹消をできるものとする。なお、本条に基づいて実施した措置によって受検チケット購入団体に生じた損害については、QC 検定センターは責任を負わない。

- ① 本規約のいずれかの条項に違反した場合
- ② 反社会勢力に属している、もしくはその疑いがある場合
- ③ 受検チケット購入者の登録内容等に虚偽の事実が判明した場合
- ④ 支払債務の不履行があった場合
- ⑤ その他、利用を適当でないと判断した場合

5. 禁止事項

主催者以外は、受検チケットを第三者に販売することはできない。

意図せず、他者が購入した受検チケット番号を入手した場合でも、当該チケット番号を使用して申込・受検をしてはならない。

同一開催期間内で、同一級の繰り返し受検・申込をしてはならない。

6. 本規約の逸脱行為への対応

本規約から逸脱した行為が発覚した場合、QC 検定センターは、その状況及び当該行為が与える影響の程度により、以下の対応を行う。

- (1) 団体名称とともに不正事実を公表する。
- (2) 受検者を失格とする（団体申込では、一部または全員の受検者の場合を含む。）。
- (3) 主催団体が被った損害について、しかるべき損害賠償を請求する。
- (4) 今後、一定期間は当該団体および／または個人での試験を実施しない。
- (5) その他

7. その他の注意事項

7.1 緊急時の連絡等

QC 検定センターは、緊急連絡事項がある場合に、団体ページの登録情報を使用して、団体に連絡（メール）を行う場合がある。

団体は、QC 検定センター「qckentei@jsa.or.jp」からのメールが受信できるように設定しなければならない。

QC 検定センターは、受検チケット購入団体が登録している最新の連絡先が有効なもののみなして当該連絡先へ通知または連絡を行い、発信時に受検チケット購入団体へ到達したものとみなす。異なるメールアドレスが登録されていたり、登録間違いがあったり、受信確認の不十分や通信状況が不安定であったりする場合、QC 検定センターでは責任を負わない。団体は、確実な連絡が取れない場合があることについて、あらかじめ理解しなければならない。

7.2 規約の変更等

QC 検定センターは、以下①、②の場合には、団体の同意を要せず、本規約を変更することができる。

- ① 本規約の変更が受検チケット購入団体および／または団体受検者の一般の利益に適合するとき。
- ② 本規約の変更が本検定の実施目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性ほか変更に関わる事情に照らして合理的なものと考えられるとき。

本規約の最新版は QC 検定ウェブサイトで公開する。団体は、団体ページの開設にあたり、本規約への同意を行うとともに、毎回のページログインしたことをもって本規約の最新版に同意したものとみなされることを承諾しなければならない。

7.3 個人情報の取扱い

団体ページに登録される個人情報を含む情報は、QC 検定の実施運営、その他の QC 検定に関する各種ご案内に使用する。

その他、個人情報の取扱いについては、日本規格協会の“個人情報保護方針”による。

https://webdesk.jsa.or.jp/common/W10K0030/?post_type=common&page_id=m_j_hogohoushin

なお、QC 検定センターは、QC 検定に係る業務に関して、業務提携会社に作業を委託する場合があります。